

過疎地域における事業用資産の課税免除について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」施行に伴い、令和4年4月から砺波市の一部地域（庄川町区域）に適用されることになり、砺波市では「砺波市過疎地域持続的発展計画」を策定し、「砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」を制定しました。それらに基づき、新たに取得・製作・建設等された固定資産のうち、以下の要件を満たしたものについて申請により課税免除を受けることができます。

- **対象区域**：庄川地域（東山見地区、青島地区、雄神地区、種田地区）
- **対象業種**：製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く）
 - ※農林水産物等販売業とは、地域内において生産された農林水産物又は農林水産物を原材料として製造加工若しくは調理したものを店舗において主に地域外の者に販売することを目的とした事業
- **対象設備等**：令和4年4月1日～令和6年3月31日までに取得した資産で、下記の要件を満たすもの
 - ※租税特別法第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける設備
 - ア 家屋
 - 建物及び附属設備（新築、増築、改築、修繕又は模様替え）のうち、直接事業の用に供する部分
 - ※直接関連しない事務室や倉庫などは対象外
 - イ 償却資産
 - 直接事業の用に供する機械及び装置
 - ウ 土地
 - 直接事業の用に供する家屋の建築面積部分
 - ※取得から1年以内に工場などの建設が着工された場合に限る
- **対象要件**：青色申告書を提出している個人又は法人であって、次の要件に該当する事業、取得価格等が対象となります

対象業種	資本金の額	取得価額（土地を除く）
製造業、旅館業	5,000万円以下	500万円以上
	5,000万円超～1億円以下	1,000万円以上
	1億円超	2,000万円以上
農林水産物等販売業、情報サービス業等	要件なし	500万円以上

※資本金の額が5,000万円超の法人は、新增設した設備のみ対象

※生産能力などが従前より30%以上増加する場合の取替え、更新は、新增設とみなす

※取得価格とは、圧縮記帳後の金額

- **課税免除期間**：固定資産税を新たに課すべきこととなる年度以降3か年度分
- **申請方法及び期限**：申請される方は、裏面書類を毎年1月31日までに砺波市税務課へ提出ください
 - ※新規に申請される方は、事前に税務課資産税係にご相談ください

提出書類一覧表

番号	名称等	チェック欄
1	固定資産税課税免除申請書	
2	取得資産の明細書（土地・家屋）－ 付表1 （償却資産）－ 付表2	
3	事業主別調書 － 付表3	
4	青色申告書の写し	
	○特別償却を受ける場合 ・法人税確定申告の附表（別表16）、特別償却の附表 ・内訳の分かる固定資産課税台帳等の資料	
	○特別償却を受けない場合 ・特別償却を受けない理由書（様式任意） ・決算関係書類	
5	法人事業概況説明書の写し	
6	○家屋が対象の場合 ・建物の建築契約書、建築確認の確認済証、登記簿等の写し ・構内敷地における対象建物の位置を明示した図 ・間取り寸法等の入った平面図の写し及び用途を記した見取り図 ※対象部分と対象外部分が混在する場合は、対象部分を朱色等により明示したもの	
7	○償却資産が対象の場合 ・配置図及び生産工程表 ※取替えまたは更新の場合、生産能力等の概ね30%以上の増加が条件	
8	新增設した設備にかかる増加生産見込表	
9	○土地が対象の場合 ・土地売買契約書、引渡書、登記簿等の写し ※土地の購入から1年以内に建物の増新設に着手したもの	
10	会社案内、パンフレット等	

《参考：県、国の税優遇制度》

県税（不動産取得税）の課税免除や国税（法人税・所得税）に係る特別償却（割増償却）を受けられる場合があります。国税の優遇を受けるためには、市町村計画の議決日以降に取得等を行った設備である必要があります。

問い合わせ先
 砺波市企画総務部税務課資産税係
 〒939-1398 砺波市栄町7-3
 TEL0763-33-1111 FAX0763-33-6852